



2024年8月28日

各位

会社名 岩崎通信機株式会社
代表者名 代表取締役社長 木村 彰吾
(コード: 6704、東証スタンダード)
問合せ先 取締役執行役員コーポレート・
マネジメント本部長 時田 英典
(TEL. 03-5370-5111)

(開示事項の経過)

株式交換差止仮処分命令の申立て却下に対する株主からの即時抗告の棄却決定に関するお知らせ

2024年8月19日付「(開示事項の経過) 株主による株式交換差止仮処分命令の申立てに関するお知らせ」にてお知らせしました通り、2024年6月27日開催の岩崎通信機株式会社(以下「当社」といいます。)の株主総会(以下「本株主総会」といいます。)において決議されました、あいホールディングス株式会社を株式交換完全親会社とし、当社を株式交換完全子会社とする株式交換(以下「本株式交換」といいます。)について、当社の株主である株式会社スノーボールキャピタル(以下「SBC」といいます。)が行った本株式交換の差止仮処分命令の申立て(以下「本申立て」といいます。)について、2024年8月16日付で、東京地方裁判所は本申立てを却下する旨の決定(以下「本却下決定」という。)を行っておりました。

そして、2024年8月23日付け「株式交換差止仮処分命令の申立て却下に対する株主からの即時抗告に関するお知らせ」のとおり、SBCより本却下決定に対する即時抗告(以下「本即時抗告」といいます。)の申立てが行われておりましたが、2024年8月27日付けで、東京高等裁判所は本即時抗告を棄却する旨の決定(以下「本棄却決定」という。)を行いましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本棄却決定に至った経緯

本株主総会において、承認可決された本株式交換に係る「株式交換契約承認の件」(かかる決議を、以下「本決議」といいます。)に対して、SBCより2024年7月31日付けで、本決議に瑕疵があるとして本申立てが東京地方裁判所に対して行われておりましたが、2024年8月16日、東京地方裁判所は、本申立てを却下する旨の本却下決定を行いました。

これに対し、SBCは、2024年8月16日付で、本却下決定を不服として、同様の理由により東京高等裁判所に対して本即時抗告を行いました。東京高等裁判所は、2024年8月27日付けで、本即時抗告は理由がないとして本棄却決定を行いました。

2. 本即時抗告の申立てをした株主の概要

(1)	名 称	株式会社スノーボールキャピタル
(2)	所 在 地	東京都港区虎ノ門五丁目12番13号
(3)	代表者の役職・氏名	白石 陽一
(4)	所 有 株 式 数 (所 有 比 率)	30,100株 (0.20%)

(注) 所有株式数の割合は発行済株式総数から自己株式数を除いた株式数に対する所有株式数の割合です。

3. 本棄却決定を行った裁判所及び年月日

(1) 本棄却決定を行った裁判所
東京高等裁判所

(2) 本棄却決定があった年月日
2024年8月27日

4. 今後の見通し

当社は、本棄却決定を受け、本株式交換を予定通り実施いたします。

なお、当社は本決議及び本株式交換を適法かつ適正なものであると確信しており、本棄却決定は、当社の主張を認める妥当な判断であると考えておりますが、SBCより、本却下決定に対して特別抗告又は許可抗告等が行われる可能性があります。

したがって、今後とも、当社から開示される情報に十分ご留意いただきますよう、お願い申し上げます。

以上